

改正後

| | | |
|---|--|-----|
| (ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育) 第二十三条 (略) | | |
| 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。 | | |
| 科目 (略) | 範囲 | 時間 |
| 労働災害の防止に関する知識 | 墜落による労働災害の防止のための措置 墜落制止用器具及び保護帽の使用方法及び保守点検の方法 | 一時間 |
| 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。 | | |
| 科目 | 範囲 | 時間 |
| ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに墜落制止用器具及び保護帽の取扱い | ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害の防止のための措置 墜落制止用器具及び保護帽の取扱い | 二時間 |
| (略) | | |

(墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育)

改正前

| | | |
|---|--|-----|
| (ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育) 第二十三条 (略) | | |
| 2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。 | | |
| 科目 (略) | 範囲 | 時間 |
| 労働災害の防止に関する知識 | 墜落による労働災害の防止のための措置 安全帯及び保護帽の使用方法及び保守点検の方法 | 一時間 |
| 3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。 | | |
| 科目 | 範囲 | 時間 |
| ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全帯及び保護帽の取扱い | ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害の防止のための措置 安全帯及び保護帽の取扱い | 二時間 |
| (略) | | |

第二十四条 安衛則第三十六条第四十一号に掲げる業務に係る特別

教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

| 科目 | 範囲 | 時間 |
|---|---|-------|
| 作業に関する知識 | 作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法 | 一時間 |
| 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。）に関する知識 | 墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 墜落制止用器具の関連器具の使用 方法 | 二時間 |
| 労働災害の防止に関する知識 | 墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用 方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法 | 一時間 |
| 関係法令 | 法、令及び安衛則中の関係条項 | ○・五時間 |

3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それ

(新設)

それ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

| 科目 | 範囲 | 時間 |
|---------------|--|-------|
| 墜落制止用器具の使用方法等 | 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止器具の点検及び整備の方法 | 一・五時間 |